（調査票等の保存）

第十四条　総務大臣は、調査票を一年間、集計表を五年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を永年保存するものとする。

2　地方公共団体の長は、第八条第二項の規定により保管する調査票を一月間保存するものとする。ただし、必要に応じ一年間まで保存期間を延長することができる。

（調査票の保存等）

第十四条　調査票その他関係書類の保存期間は、公表後一月とする。ただし、地方公共団体の長は、必要に応じ公表後一年まで保存期間を延長することができる。

2　集計表の保存期間は、公表後五年とする。

3　調査票その他関係書類の保存責任者は、総務大臣及び地方公共団体の長（調査票にあつては、総務大臣及び第八条第一項の規定により調査票の提出を受けた地方公共団体の長）とする。

4　集計表の保存責任者は、総務大臣とする。

備考　表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十五号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の二十三第一項、第四十五条の二十四第一項及び第四十五条の二十七第二項の規定に基づき、社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令

社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第二条の三）	第一章　総則（第一条―第二条の三）
第二章　会計帳簿（第三条―第六条）	第二章　会計帳簿（第三条―第六条）
第三章　計算関係書類	第三章　計算関係書類
第一節　総則（第七条―第十一条）	第一節　総則（第七条―第十一条）
第二節　資金収支計算書（第十二条―第十八条）	第二節　資金収支計算書（第十二条―第十八条）
第三節　事業活動計算書（第十九条―第二十四条）	第三節　事業活動計算書（第十九条―第二十四条）
第四節　貸借対照表（第二十五条―第二十八条）	第四節　貸借対照表（第二十五条―第二十八条）
第五節　計算書類の注記（第二十九条）	第五節　計算書類の注記（第二十九条）
第六節　附属明細書（第三十条）	第六節　附属明細書（第三十条）
第四章　財産目録（第三十一条―第三十四条）	第四章　財産目録（第三十一条―第三十四条）
附則	（新設）
（負債の評価）	（負債の評価）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。	2　次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　役員退職慰労引当金	（新設）
（附属明細書）	（附属明細書）
第三十条　（略）	**第三十条**　（略）
2　（略）	2　（略）